

令和 2 年 第 2 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (附 属 資 料)

(6 月 11 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

ページ

神奈川県迷惑行為防止条例新旧対照表 1

神奈川県迷惑行為防止条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(卑わい行為の禁止)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 何人も、集会場、事務所、学校その他の不特定若しくは多数の者が利用する場所（公共の場所を除く。）にいる人又は貸切バス、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物（公共の乗物を除く。）に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、前項第2号に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(つきまとい等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号まで及び<u>第5号（同条第2項に規定する電子メールの送信等（以下「電子メールの送信等」という。）に係る部分に限る。）</u>に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。</p> <p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、<u>住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは<u>電子メールの送信等</u>をすること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(卑わい行為の禁止)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(つきまとい等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。</p> <p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、<u>又は住居等に押し掛けること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは<u>電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信であつて、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するためのものをいう。）の送信</u>をすること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p>